別表六(十一)の表中「差引当期税額基準額残額 ⑿－⑬」を「差引当期税額基準額残額 ⑿－⑬－(別表六（十四）「13」×別表六（十四）「12」の内書／別表六（十四）「12」)」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。以下この号及び第５号において「平成22年改正法」という。）附則第77条（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「平成22年旧効力措置法」という。）」に改め、同第11号中「租税特別措置法第42条の11第１項」を「平成22年旧効力措置法第42条の11第１項」に改め、「規定する情報基盤強化設備等」の次に「（以下この号において「情報基盤強化設備等」という。）」を加え、「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）附則第27条第１項（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「平成22年旧効力措置法施行令」という。）」に、「合計額は」を「合計額（平成22年４月１日前に開始し、同日以後に終了する事業年度については、当該事業年度開始の日から平成22年３月31日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の「⑺」の金額の合計額）は」に改め、同第四号中「租税特別措置法施行令」を「平成22年旧効力措置法施行令」に改め、同第五号中「租税特別措置法第42条の12」を「平成22年改正法附則第78条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第42条の11」に改める。

別表六(十四)の表中「措法第42条の12第１項各号の該当号」を「措法第42条の11第１項各号の該当号等」に、「第９号」を「旧第９号」に改め、同表の記載要領第１号中「第42条の12」を「第42条の11」に改め、「特例）」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。以下この記載要領において「平成22年改正法」という。）附則第78条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同第11号中「第42条の12第１項」を「第42条の11第１項（平成22年改正法附則第78条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同記載要領に次の１号を加える。

３　「旧第９号」の各欄は、平成22年改正法附則第77条（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第２項又は第３項（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の十一(二)の表中

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「47の①」）	連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「50の①」）
連結欠損金の当期控除額（別表七の二「２の計」）	連結欠損金の当期控除額（別表七の二「３の計」）
分割前事業年度等の欠損金の損金算入額（別表四の二「８の①」）	被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額（別表四の二「９の①」）
連結組合等損失額の損金不算入額（別表九（四）「６」）	連結組合等損失額の損金不算入額（別表九（二）「６」）
連結組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九（四）「９」）	連結組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九（二）「９」）

を

に、「各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額（各連結法人の別表六(二の二)の「10」の合計－「13」の合計－「15」の合計－「17」の合計）」を「各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額（各連結法人の別表六(二の二)の「10」の合計－「13」の合計－「15」の合計）」に、

連結法人間の貸倒引当金の戻入
連結法人間取引の損益の加算調